

議案第1号

多可町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

多可町課設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和7年1月31日提出

多可町長 吉田一四

## 多可町課設置条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日  
条例第 号

多可町課設置条例（平成17年多可町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条「健康課」の次に「こども未来課」を加える。

第2条定住推進課の項中第5号を削る。

第2条生涯学習課の項に次の1号を加える。

（7）図書館に関すること。

第2条健康課の次に次の1項を加える。

こども未来課

- （1）児童福祉に関すること。
- （2）子ども・子育て支援に関すること。
- （3）幼児教育・保育に関すること。
- （4）少子化対策に関すること。

第2条福祉課の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（多可町議会委員会条例の一部改正）

2 多可町議会委員会条例（平成17年多可町条例第203号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「健康課」の次に「、こども未来課」を加える。

## 多可町課設置条例の新旧対照表

現 行	改 正
(課等の設置)	(課等の設置)
<b>第1条</b> 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、多可町に次の課を設置する。	<b>第1条</b> 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、多可町に次の課を設置する。
総務課～生活安全課（略）	総務課～生活安全課（略）
健康課	健康課
<u>ふくし相談支援課</u>	<u>こども未来課</u>
福祉課～上下水道課（略）	ふくし相談支援課
 (事務分掌)	 (事務分掌)
<b>第2条</b> 課の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。	<b>第2条</b> 課の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。
総務課～財政課（略）	総務課～財政課（略）
定住推進課	定住推進課
(1)～(4)（略）	(1)～(4)（略）
<u>(5) 少子化対策に関すること。</u>	
生涯学習課	生涯学習課
(1)～(6)（略）	(1)～(6)（略）
 税務課～生活安全課（略）	 (7) 図書館に関すること。
健康課	税務課～生活安全課（略）
(1)～(4)（略）	健康課
   	(1)～(4)（略）
   	<u>こども未来課</u>
   	(1) 児童福祉に関すること。
ふくし相談支援課	(2) 子ども・子育て支援に関すること。
(1)～(2)（略）	(3) 幼児教育・保育に関すること。
福祉課	(4) 少子化対策に関すること。
(1)（略）	ふくし相談支援課
<u>(2) 児童福祉に関すること。</u>	(1)～(2)（略）
<u>(3) 高齢者福祉に関すること。</u>	福祉課
	(1)（略）
	 (2) 高齢者福祉に関すること。

現 行	改 正
<p>(4) 障がい者福祉に関すること。        (5) 介護保険に関すること。        産業振興課～上下水道課（略）</p>	<p>(3) 障がい者福祉に関すること。        (4) 介護保険に関すること。        産業振興課～上下水道課（略）</p>

### 多可町議会委員会条例の新旧対照表

（附則第2項）

現 行	改 正
(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)	(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)
<b>第2条</b> 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。	<b>第2条</b> 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。
(1) (略) (2) 文教ふくし常任委員会 7人 定住推進課、生涯学習課、住民課、健康課_____、ふくし相談支援課、福祉課、教育委員会の所管に関する事務	(1) (略) (2) 文教ふくし常任委員会 7人 定住推進課、生涯学習課、住民課、健康課、 <u>こども未来課</u> 、ふくし相談支援課、福祉課、教育委員会の所管に関する事務